

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入	項 目	金 額
1 繰 越 金		千円
		138,865
2 諸 収 入	1 繰 越 金	138,865
		123,044
	1 貸付金元利収入	123,044
歳 入 合 計		261,909

平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算  
 平成14年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,909千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第2表 債務負担行為 設定			
事 項	期 間	限 度	額 千円
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び児 童扶養資金の貸付け	平成15年度 ～平成18年度		64,750
	年次別内訳		
	平成15年度		30,500
	平成16年度		20,350
	平成17年度 平成18年度		13,350 550

歳 出			金 額
款	項		千円
1 民 生 費			151,909
	1 母子寡婦福祉資金		151,909
2 公 債 費			73,079
	1 公 債 費		73,079
3 諸 支 出 金			36,921
	1 繰 出 金		36,921
歳 出 合 計			261,909

第 1 表 歳入歳出予算		
款	項	金額
1 繰 入 金		千円
		44,168
2 繰 越 金	1 基 金 繰 入 金	44,168
		16,019
	1 繰 越 金	16,019
歳 入	合 計	60,187

平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算  
 平成14年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ  
 る。  
 (歳入歳出予算)  
 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,187千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」に  
 よる。

歳 出	款	項	金 額
1	総 務 費		千円 60,187
		1 用 度 費	60,187
	歳 出	合 計	60,187

平成14年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成14年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,500,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳 出	款	項	金 額
	1 諸 支 出 金		千円 3,500,000
		1 繰 出 金	3,500,000
	歳 出	合 計	3,500,000

第 1 表 歳入歳出予算			
歳 入	款	項	金 額
	1 証 紙 収 入		千円 3,311,000
		1 証 紙 収 入	3,311,000
	2 繰 越 金		189,000
		1 繰 越 金	189,000
	歳 入	合 計	3,500,000

第1表 歳入歳出予算		
款	項	金額
1 財 産 収 入		千円
		158,325
	1 財産運用収入	145
2 繰 入 金	2 財産売却収入	158,180
		71,919
3 繰 越 金	1 一般会計繰入金	71,919
		53,883
	1 繰越金	53,883
歳 入	合 計	284,127

平成14年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成14年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284,127千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 出 款	項	金 額
1 教 育 費		千円 284,127
歳 出	1 高 等 学 校 費	284,127
歳 出	合 計	284,127

平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計予算  
 平成14年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,818,203千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 (地方債)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。